

「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」 (平成22年12月28日閣議決定)

国のかたちを変えて、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲すること等により、出先機関改革を下記のとおり進める。

記

2 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限については、次のように整理する。

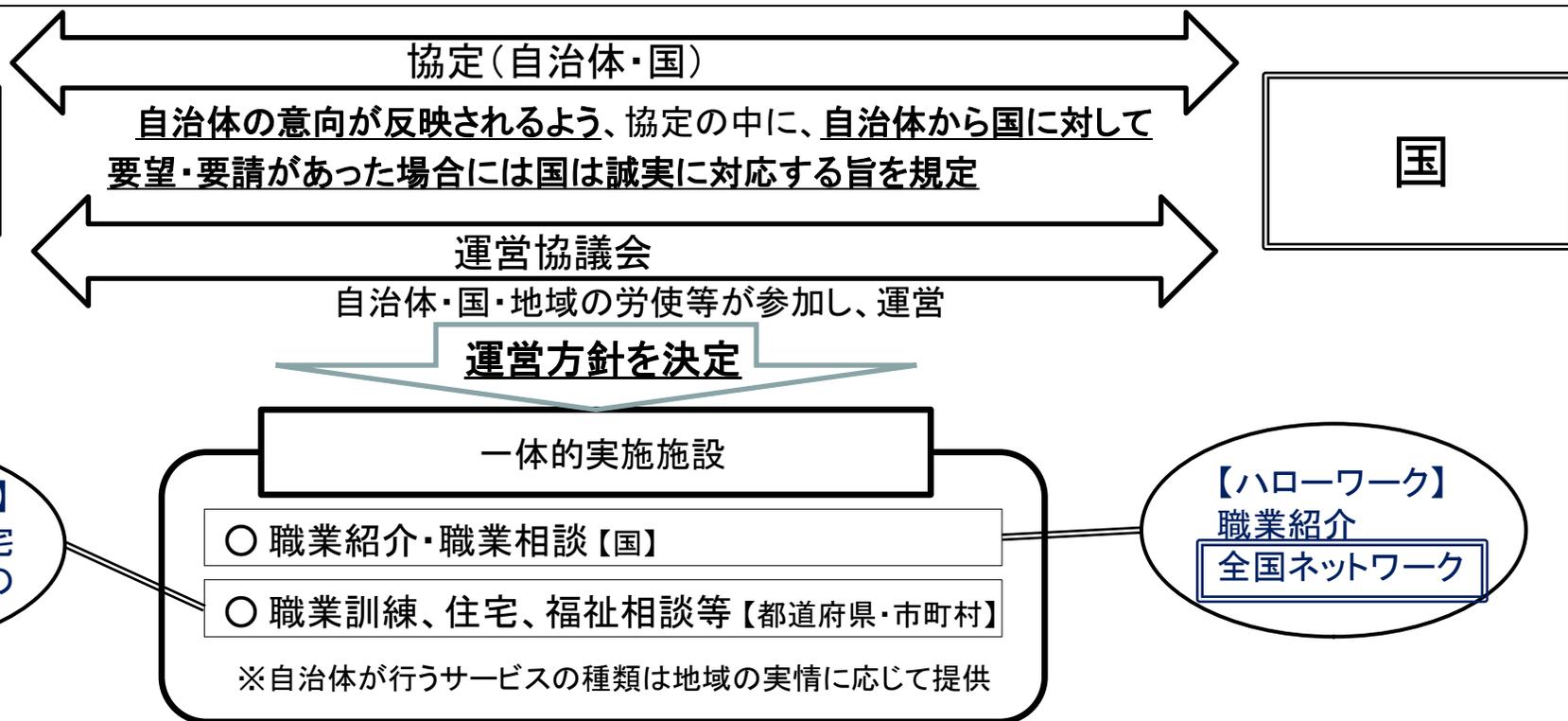
(3) 公共職業安定所(ハローワーク)

利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。

上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。

一体的実施について

- 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)に基づき、一体的実施を推進
- この事業は、希望する自治体において、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務を一体的に実施するもの
- 一体的実施は、①自治体の提案に基づき、国と自治体が協議して内容を決定し、協定の締結等により実施に移すこと、②利用者のニーズに応えられるよう運営協議会を設置することなど、自治体主導でハローワークと一体となったさまざまな工夫が行える新しい事業



◎ 各事業は、協定や運営協議会の運営方針を踏まえ、それぞれの実施主体が責任をもって実施

アクション・プランを実現するための提案募集（ハローワーク関係）の状況について

1. 提案のあった地方自治体

都道府県;43 市区町村;50

(H24.2.20現在)

2. 提案の状況

(1)提案の実現に向け提案した地方自治体と厚生労働省とで直接協議を開始しているもの及び既に具体的に提案に沿った事業を開始したもの。(現在、直接協議中の提案は、22府県31市区町)

都道府県(26道府県)(※提案の一部)

北海道、青森県、岩手県、千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、沖縄県

市区町村(46市区町)

札幌市、函館市、旭川市、弘前市、さいたま市、川崎市、川口市、秩父市、所沢市、鴻巣市、志木市、寄居町、千葉市、新宿区、墨田区、品川区、中野区、相模原市、綾瀬市、北杜市、須坂市、岐阜市、大垣市、高山市、静岡市、名古屋市、豊田市、岡崎市、大府市、湖南市、京都市、大阪市、西宮市、宝塚市、川西市、江津市、倉敷市、井原市、総社市、瀬戸内市、広島市、北九州市、福岡市、久留米市、佐賀市、鳥栖市

※上記の提案のうち、「四角囲み」の自治体(4道県15市区)は既に事業を実施。

「下線」の自治体(11府県23市区町)は受諾通知を発出し、事業の実施に向けて準備中。

(2)(1)以外の提案

都道府県(43都道府県)(※(1)の対象となる26道府県の提案部分は除く)

市区町村(4市) 横浜市、川崎市、新潟市、浜松市

<参考:提案自治体一覧> ※「下線」の自治体は第3次募集に応じ提案したもの。

都道府県(43都道府県)

北海道、青森県、岩手県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県

市区町村(50市区町)

札幌市、函館市、旭川市、弘前市、さいたま市、川崎市、川口市、秩父市、所沢市、鴻巣市、志木市、寄居町、千葉市、新宿区、墨田区、品川区、中野区、横浜市、川崎市、相模原市、綾瀬市、新潟市、北杜市、須坂市、岐阜市、大垣市、高山市、静岡市、浜松市、名古屋市、豊田市、岡崎市、大府市、湖南市、京都市、大阪市、西宮市、宝塚市、川西市、江津市、倉敷市、井原市、総社市、瀬戸内市、広島市、北九州市、福岡市、久留米市、佐賀市、鳥栖市

志木市(埼玉県)の一体的実施

平成23年6月20日事業開始

市役所庁舎内に「ジョブスポットしき」を開設し、市とハローワークによる生活困窮者、障害者や若年者に対する一体的支援等を実施

市

福祉サービス、相談の実施等



国

職業紹介・職業相談の実施等

① 事業内容

- ・生活保護受給者、住宅手当受給者、母子家庭の母等の生活困窮者に対する支援
- ・障害者に対する支援
- ・若年者に対する支援
- ・一般求職者に対する支援(ふるさとハローワークの設置・運営)

② 協定・事業計画

- ・志木市長と埼玉労働局長の間で協定(*)を締結
- ・数値目標を盛り込んだ事業計画を志木市と埼玉労働局の間で策定

* 協定の実施等について相互に要望することができ、出された要望には誠実に対応する旨を規定

③ 運営協議会

- ・志木市職員、埼玉労働局職員、労使団体代表者をメンバーとする運営協議会を設置(志木市長が会長)

既存のふるさとハローワークを拡充して、福祉担当課が位置するフロアにジョブスポットしきを設置。身近な市役所で福祉から就労までの支援を実現。

(1) 実施体制

市

- ・就労支援員2名を配置

国

- ・職業相談員5名を配置
- ・求人情報提供端末6台、職業紹介端末5台を配置

(2) 事業目標と取組状況(23年度)

	事業目標	取組状況(平成24年1月末時点)
生活困窮者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇就職40人以上(紹介就職25人以上) ◇イベント開催 <ul style="list-style-type: none"> ・合同面接会1回以上 ・職場見学会1回以上 ・セミナー 1回以上 	<ul style="list-style-type: none"> ◇就職42人(紹介就職23人) ◇イベント開催実績・予定 <ul style="list-style-type: none"> ・新卒・既卒就職応援面接会:11/22 ・就職面接会:2/13 ・就職ミニ・セミナー:10/18、11/15 12/7、2/7
障害者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇障害者への各種相談 240人以上 ◇紹介就職 10人以上 ◇求人開拓等のための訪問 60事業所以上◇イベント開催 <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー1回以上 ・職場見学会、職場体験会1回以上 	<ul style="list-style-type: none"> ◇各種相談 394人 ◇就職 3人(紹介就職1人) ◇求人開拓訪問 113件 ◇イベント開催実績・予定 <ul style="list-style-type: none"> ・就職ミニ・セミナー:10/18、11/15 12/7、1/12、2/7 ・職場見学会 2回実施
若年者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇職業相談、職業紹介 延べ100人以上 ◇紹介就職 20人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ◇相談件数175件、紹介件数108件 ◇紹介就職3人
一般求職者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇紹介就職 320人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ◇紹介就職 318人

市長：長沼 明

自治体：埼玉県志木市（人口：約7万1千人）



市長のコメント：

- 生活保護を受けている市民の方に、職業紹介をする場合、従来ですと、市の職員であるケースワーカーが、受給者といっしょに、志木市役所から車に乗って朝霞市にあるハローワーク朝霞に行き、職業紹介活動を行っていました。ジョブスポットしきが志木市役所に設置されてからは、福祉課からジョブスポットしきまで、同じ志木市役所の1階フロアを移動するだけで、職業紹介活動ができるようになり、就労支援がたいへん効率的に実施できるようになりました。
- また、就労支援センターが整備されてからは、障がいのある方や住宅手当を受給している支援対象者に、市の就労支援員とハローワークの就労支援ナビゲーター・職業相談員が一体となり、働くことの意義やこれからの生活についても相談に乗りながら、職業相談・紹介をきめ細かく実施。その結果、就労支援センターを利用している生活困窮者の人は、毎週1名のペースで、確実に就職に結びついています。
- 市と国が直接連携・協力することにより、生活保護の給付行政だけではない、新しい雇用福祉サービスが着実に提供できているのではないか。この連携は、これからの自治体サービスのあらたな可能性を秘めている。

一体的実施事業による就職成功例

男性：40歳代 希望職種：ドライバー
直近の状況：非正規労働（契約期間満了による離職）

① 抱える課題

- ・前職まで非正規労働者で、不安定な雇用状況であったため、年齢は高いが正規労働者を目指す。
- ・就労の経験は、ドライバー経験のみ。
- ・住宅手当の受給を申請したが、受給期間は6カ月のみ。
- ・就労に関してトラウマ（会社都合での解雇経験等）がある。

② 支援内容・ポイント・経過

- ・就労に関してトラウマをなくすため、傾聴をしながら就労意欲がわくようにアドバイス。
- ・情報提供と求人情報の集め方を指導すると同時に、求人検索は、一緒に画面を見つつ、1社1社の状況を説明しながら行う。
- ・応募書類の作成指導と添削を繰り返し、また、書類作成や面接の対応については「ジョブスポットしき」のセミナーの受講も勧める。
- ・面接の対応、服装や清潔度についてアドバイス（本人の意思で、散髪をして面接に臨んだ）

③ 結果

※支援期間 2ヶ月

食品加工会社（市外の事業所）で正社員採用

- ・加工及び配送（ドライバー）
- ・一日8時間程度 週5日勤務 月給約23万円

女性：20歳代 希望職種：医療事務
直近の状況：非正規労働（契約期間満了により離職）

① 抱える課題

- ・以前の事業所で、非正規労働者と正社員の違いによる差別など、人間関係に悩んだ経験をもつ。
- ・正社員を希望するとともに、経験を踏まえて以前より規模の小さな事業所での就労を希望

② 支援内容・ポイント・経過

- ・求人への応募に向けて、「ジョブスポットしき」でのセミナーの受講を促す。
- ・受講後には、応募書類の作成指導や求職のアドバイスを繰り返し実施
- ・面接に向けた準備も繰り返し行い、模擬面接も実施

③ 結果

※支援期間 2週間

市外の医療機関で正社員採用

- ・100人弱の比較的規模の小さい事業所への就職が実現
- ・一日8時間程度 週5日勤務 月給約20万円

新宿区(東京都)の一体的実施

平成23年7月1日事業開始

区役所庁舎内に「新宿就職サポートナビ」を開設し、区とハローワークによる生活保護受給者、住宅手当受給者等に対する一体的支援等を効果的・効率的に実施

区

福祉サービス、相談の実施等



国

職業紹介・職業相談の実施等

① 事業内容

- ・生活保護受給者、住宅手当受給者、児童扶養手当受給者に対する支援

② 協定・事業計画

- ・新宿区長と東京労働局長及び新宿公共職業安定所長の間で協定(*)を締結
- ・数値目標を盛り込んだ事業計画を新宿区と東京労働局及び新宿公共職業安定所の間で策定

* 協定の実施等について相互に要望することができ、出された要望には誠実に対応する旨を規定

③ 運営協議会

- ・新宿区職員、東京労働局職員、ハローワーク新宿職員をメンバーとする運営協議会を設置(新宿区長が会長)

福祉担当課が入居する庁舎に新宿就職サポートナビを設置。身近な区役所で、完全予約制・担当者制で国の職員が対応し、福祉から就労までの一体的支援等を実現。

(1) 実施体制

区

- ・生活福祉課・保護担当課 就労支援員 2名
- ・消費者支援等担当課 就労支援員 7名
- ・子ども家庭課 自立支援プログラム策定員 2名

国

- ・新宿公共職業安定所職員1名
- ・職業相談員4名(就職支援ナビゲーター等)を配置
- ・求人情報提供端末3台、職業紹介端末3台を配置

(2) 事業目標と取組状況(23年度)

	事業目標	取組状況(平成24年1月末時点)		
就労支援	生活保護受給者等に対する就労支援を 月間延べ280人(週延べ70人)実施する	7月	200人 (うちチーム支援48人)	
		8月	307人 (" 64人)	
		9月	273人 (" 41人)	
		10月	260人 (" 31人)	
		11月	247人 (" 35人)	
		12月	228人 (" 24人)	
		1月	181人 (" 18人)	
				の就労支援を実施
就職率	就労支援の対象とし支援プランを策定した者の就職率 ・60%以上	支援プラン策定者数	就職者数	就職率
		7月	45人	6人 13.3%
		8月	62人	21人 33.9%
		9月	41人	17人 41.5%
		10月	28人	25人 89.3%
		11月	35人	23人 65.7%
		12月	23人	15人 65.2%
		1月	18人	19人 105.6%
		計	252人	126人 50.0%

一体的実施事業による就職成功例

女性：36歳 希望職種：経理事務

○ 生活保護に至る過程

- ・離婚後、子どもと二人暮らし。派遣就業期間が満了し、失業による生活困窮のため生活保護申請。

① 抱える課題

- ・子供が小さく、勤務時間に制約がある。

② 支援内容・ポイント・経過

- ・経理事務志望ながら資格がないため、過去の業務経験や簿記2級資格取得に向け努力中である点を職務経歴書に盛り込むようアドバイス
- ・保育園の要件上、2か月以内に就労することが必要なため面談の頻度を増やすと共に、ケースワーカーは保育所との交渉の手助け等でサポート

③ 結果

- ・公認会計士事務所に正社員で採用（月収20万円）
※支援期間 1カ月

○ 就職支援ナビゲーターの所感

- ・本人も積極的に求人情報を収集し、集中的に応募することで、早期就職が実現できたと思う。

○ 本人のコメント

- ・ケースワーカーの保育面での支援、ナビゲーターの応募書類の作成支援に感謝している。

男性：49歳 希望職種：タクシー乗務員

○ 生活保護に至る過程

- ・不景気により自営廃業後、体調を崩し入院。入院費が支払えず、生活保護申請。

① 抱える課題

- ・求人への応募経験が無く、接客の経験も無い。

② 支援内容・ポイント・経過

- ・未経験職種のため、応募書類の作成支援に加え、面接のロールプレイング等、入念な事前準備
- ・ケース会議において、就職活動に必要なスーツ購入を検討し、区が経費負担することで購入決定
- ・中高年トライアル求人や普通自動車第2種免許養成制度のある会社に集中的に応募

③ 結果

- ・タクシー会社に契約社員で採用（月収20万円）
※支援期間 3カ月

○ 就職支援ナビゲーターの所感

- ・言葉遣いや礼儀がしっかりしており、人当たりも良かったため未経験職種に再就職できたと思う。

○ 本人のコメント

- ・ハローワークの利用は初めてだったが、ナビゲーターの親身な相談により、自信を持つことができた。

出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針（第15回地域主権戦略会議（H23.12.26）了承）

「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲」については、現在の取組を継続。その他の3課題については、全ての取組のベースである「アクション・プラン」を、百かゼロかということではなく、少しでも前進させるよう、取組を強化。

「アクション・プラン」の課題	取組状況
出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲	来年の通常国会への法案の提出に向け最大限努力。
「アクション・プラン」の課題	今後の取組方針
直轄道路・直轄河川	直轄道路・直轄河川チーム会合を開催するなどにより、具体的に動かしていく案を検討する。
ハローワーク	<u>知事会の協力も得て、国・地方の一体的取組を全国的に進める。</u> <u>同時に、特区制度を活用して、試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと同質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う（仮称：ハローワーク特区）。具体的な内容は、国と地方が協議して決定する。</u>
共通課題（その他の一都道府県内完結事務）	各府省が移譲できるとする「A-a」事務と知事会が自由度向上につながるとして特に先行的に移管を求める3事務の両方を検討のテーブルに乗せて議論を進める。 3事務については、知事会が移譲できるとする理由や効果についても十分検討する。